

議決案件に係る契約書作成上の留意点

石川県土木部

県議会の議決を要する工事契約については、下記の点にご留意の上、契約手続を行ってください。

1. 仮契約書について

- ・工期の着工日は空欄とすること。
- ・契約締結権限が支店長等に委任されている場合の住所・氏名の欄の記載は次のとおりとすること。

住所

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

上記代理人

住所

〇〇建設株式会社 〇〇支店

〇〇支店長 〇〇 〇〇 印

なお、住所については、商業登記簿謄本（登記事項証明書）と必ず一致させること。（特に地番の表示に注意すること。）

- ・契約書については、次の順に袋とじし、代表者印で割印をすること。

- ① 建設工事請負仮契約書
 - ② 分別解体等の方法に係る別紙（※）
 - ③ 議会の議決に付すべき契約の特則
 - ④ 債務負担行為に係る契約の特則（※）
 - ⑤ 石川県建設工事標準請負契約約款
 - ⑥ 契約後V Eに係る追加条項に係る別紙（※）
 - ⑦ 石川県建設工事総合評価方式試行における評価内容の担保にかかる特則（※）
 - ⑧ 中間前金払と部分払の選択に係る特約条項（※）
 - ⑨ 低入札価格調査対象工事における特約条項（※）
- （※）に関しては、対象となる工事のみ添付。

2. 契約保証金について

契約保証金については、本案件についての県議会の議決日までに手続きを行うこと。

このため、当初に仮契約書を提出していただく際には、仮契約書上の「6 契約保証金額」の欄は空欄でも構いません（この場合には、後日、契約保証金等を提出するときに仮契約書も提出すること）。

3. その他

仮契約書と併せて、企業体の構成員全員の商業登記簿謄本（登記事項証明書）（証明日が3ヶ月以内のもの）を提出してください。